

◆ 国民健康保険税納税通知書の例 ◆


令和5年度 国民健康保険税 納税通知書

あなたの国民健康保険税は下記のとおりです。
納付の場合、各期納期までに納めてください。

399-4***
長野県駒ヶ根市〇〇〇
***番地*

令和5年6月10日
駒ヶ根市長
伊藤 祐三

駒ヶ根 太郎 様



国民健康保険税年税額		円		決 定 額	円
内	医療給付費分	円	円	486,200	円
内	後期高齢者医療支援金分	円	円	319,200	円
内	介護納付金分	円	円	123,300	円
				43,700	円

世帯番号 1***** *****

金融機関	〇〇〇〇銀行 〇〇〇支店	種別	普通
口座番号	0000***	口座名義人	コマガネ タロウ

特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老年基礎年金

期別毎納付額及び納期限

月	特別徴収		期 別	普 通 徴 収			納付額 (円)
	(円)	納付額 (円)		(円)	(円)	(円)	
4月		33,000				0	
5月						0	
6月		33,000	1期			45,200	
7月			2期			38,000	
8月		33,000	3期			38,000	
9月			4期			38,000	
10月			5期			38,000	
11月			6期			38,000	
12月			7期			38,000	
1月			8期			38,000	
2月			9期			38,000	
3月			10期			38,000	
合計						387,200	
合計年税額		99,000 円	納付額		486,200 円		

世帯主宛に通知されます。

口座振替の人は、振替口座が記載されています。口座番号の下3桁は、個人情報保護のため、「***」となっています。

特別徴収の各納期毎に納付する金額が記載されています。納期は、年金の支払い月（偶数月）です。4・6・8月は、前年度の最終納付月と同額が仮徴収されます。10・12・翌年2月は、確定した年税額から、仮徴収額を引いた差額で期割されます。

★擬制世帯主（擬主）★
国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。例えば、世帯主が企業などの社会保険の被保険者でも、世帯内に国保の被保険者が居れば世帯主が納税義務者となります。これを擬制世帯主（擬主）と言います。

年税額とその内訳が、記載されています。

年金から特別徴収される人は、特別徴収される年金名などが記載されています。それ以外の人は、「*****」となっています。

普通徴収の各納期毎に納付する金額が記載されています。納期は、6月から翌年3月までの10回です。

★普通徴収；納付書又は口座振替により納付する方法
★年金からの特別徴収；公的年金から直接引き落としする方法

計算の基になっている被保険者全員分の所得額や固定資産税額、またそこから算出される所得割額や資産割額など、年税額を算出する基礎数値がそれぞれ記載されています。

あん分率（税率）が記載されています。

国民健康保険税 賦課決定明細

		医療給付費分		後期高齢者医療支援金分		介護納付金分	
所得割	課税所得額	3,540,000 (円)		3,540,000 (円)		1,370,000 (円)	
	所得割額(A)	258,420 (円)		100,890 (円)		30,003 (円)	
資産割	固定資産税額	30,000 (円)		30,000 (円)		7,300 (円)	
	資産割額(B)	4,800 (円)		1,200 (円)		0 (円)	
均等割	均等割額(C)	(人)	36,000 (円)	(人)	14,800 (円)	(人)	0 (円)
	均等割額(D)		20,000 (円)		6,500 (円)		6,400 (円)
積算合計(A+B+C+D)(E)			319,220 (円)		123,390 (円)		43,703 (円)
軽減措置	均等割額(F)		0 (円)		0 (円)		0 (円)
	均等割額(G)		0 (円)		0 (円)		0 (円)
限度超過額(H)			0 (円)		0 (円)		0 (円)
未就学軽減額(I)			0 (円)		0 (円)		0 (円)
月割減額(J)			0 (円)		0 (円)		0 (円)
減免額等(K)			0 (円)		0 (円)		0 (円)
現在人員端数(L)	2 (人)	20 (円)	2 (人)	90 (円)	1 (人)	3 (円)	
過年度賦課済額(M)		0 (円)		0 (円)		0 (円)	
減額合計(F+G+H+I+J+K+L+M)(N)			20 (円)		90 (円)		3 (円)
年税額(E-N)			319,220 (円)		123,300 (円)		43,700 (円)

あん分率(額)	所得割額(円)	資産割額(円)	均等割額(円)	平等割額(円)
医療給付費分	課税所得額× 7.30 /100	固定資産税額× 16.00 /100	被保険者1人につき 18,000 円	世帯につき 20,000 円
後期高齢者医療支援金分	課税所得額× 2.85 /100	固定資産税額× 4.00 /100	被保険者1人につき 7,400 円	世帯につき 6,500 円
介護納付金分	課税所得額× 2.19 /100	固定資産税額× 7.00 /100	被保険者1人につき 7,300 円	世帯につき 6,400 円

※ 所得割額の課税所得額は、総所得金額から基礎控除額等を差し引いた金額です。

被保険者の資格状況・内訳

被保険者氏名	4/1	月別資格												課税所得額(円)	固定資産税額(円)		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
駒ヶ根 太郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,170,000	30,000
駒ヶ根 雪子	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1,370,000	0
医療給付費分及び後期高齢者医療支援金分の更正事由												介護納付金分の更正事由					

★Ⅰ 医療給付費分：国保被保険者が、病気やけがをして病院等にかかった際の医療費の支払いなどに使われます。

★Ⅱ 後期高齢者医療支援金分：75歳以上の人を対象とする後期高齢者医療制度を支えるための財源に充てられます。

※ ★Ⅰ・★Ⅱは、国保被保険者全員が対象となります。

★Ⅲ 介護納付金分：40歳以上65歳未満の国保被保険者は、介護保険の保険料を国保税と合わせて納付します。

世帯内の被保険者の加入状況と計算の基となっている各々の所得額と固定資産税額が記載されています。被保険者ごと“○”又は“◎”が付いている月について計算されています。

◎；40歳以上65歳未満の国保被保険者
 ○；上記以外の国保被保険者
 ※；擬制世帯主(所得割・資産割・均等割には算入されません。)